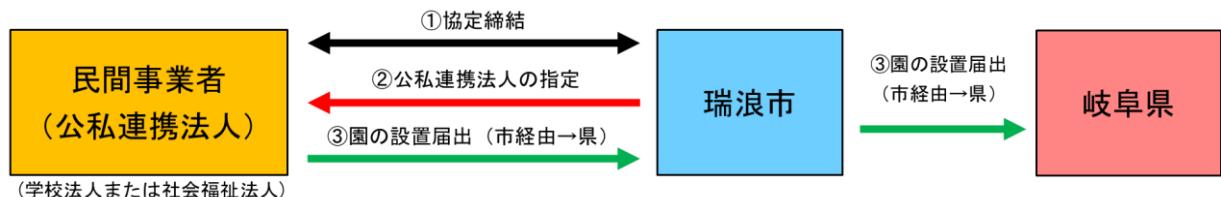


公立こども園の運営における民間活力の導入について

令和7年7月に「公立認定こども園の民間活力導入に関するサウンディング型市場調査」を実施し本市における今後の保育ニーズ等を踏まえて検討した結果、「公私連携幼保連携型認定こども園」の手法により公立園の運営に民間活力を導入する方針とし、運営事業者を公募する公立園及び今後のスケジュールを次のとおりとする。

1. 「公私連携幼保連携型認定こども園」とは

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の運営形態の一つであり、市が継続的かつ安定的に施設運営を行うことができる事業者を選定し、あらかじめ事業者と協定を締結した上で、当該事業者を公私連携法人として指定し、必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力等を行い、市との連携の下、教育及び保育等を行う施設のこと。



2. 運営事業者公募園・選定方法等

(1) 運営事業者を公募する園 一色こども園

【選定理由】本園は、市中心部にて0歳児～5歳児までを受け入れており、多様化する保育ニーズへの対応が可能である。サウンディング調査結果を踏まえつつ、本市の保育ニーズや候補施設の立地、規模、耐用年数等を総合的に検討した結果、本市の諸課題解消が最も期待できると判断したため。

(2) 運営事業者の選定方法について

公募型プロポーザル方式により選定することとする。

(選定手続きに際し、新たに「瑞浪市公私連携法人選定委員会」を設置予定)

(3) 一色こども園における不動産及び物品の取扱い

土地は無償貸し付け、園舎等の建物及び遊具や備品等の物品は譲与する予定。

(4) 保育内容について

市の築いてきた保育の継承を基本として考えているが、詳細は市・運営事業者・保護者代表が協議の上、協定で定める。

3. スケジュール（予定含）

令和 7 年 10 月	一色こども園関係者説明会（保護者・地域住民等）
令和 7 年 11 月	令和 8 年度入園受付
令和 8 年 3 月 議会	事業者選定等に必要な例規整備（選定委員会設置等）
令和 8 年 4 月以降	運営事業者の公募手続き（選定委員会開催等） 運営事業者の決定・協定締結
令和 9 年度	引継ぎ保育
令和 10 年 4 月 1 日	民間事業者による運営開始

方式の比較

	公設民営（指定管理者制度）	公私連携幼保連携型認定こども園	民設民営（私立・民間移譲）
設置主体	市	民間法人 (社会福祉法人・学校法人)	民間法人 (社会福祉法人・学校法人等)
市の関与	関与あり (市の方針により保育実施)	市と法人が協定締結し 一定程度関与可	市の関与なし (柔軟な運営が期待可)
運営費	指定管理料は全額市費 (交付税措置あり)	施設型給付の対象 (国1/2、県1/4、市1/4)	施設型給付の対象 (国1/2、県1/4、市1/4)
土地	市有	市から法人へ無償・廉価で 貸付け・譲渡等が可	私有 (市有地の場合は契約等により貸付け)
園舎	市有	市から法人へ無償・廉価で 貸付け・譲渡等が可	私有 (市有地の場合は契約等により貸付け)
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に市費により実施 ・建築後40年以上経過に係る長寿命化改良等、一部事業に限り国庫補助金あり 【負担割合：国1/3・市2/3】 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者が市の場合は、左と同じ ・建物を法人へ譲渡した場合、法人が実施する増改築、大規模修繕等に国庫補助金あり 【負担割合】国1/2・市1/4・事業者1/4 	法人が実施する増改築、大規模修繕等に国庫補助金あり 【負担割合】国1/2・市1/4・事業者1/4
※各方式とも施設整備に係る国庫補助金を受けるには、市による整備計画策定が必須			